

**令和7年度 障害者を対象とする
松戸市職員採用試験（第1回）受験案内**
松戸市では、令和8年度採用予定者を次のとおり募集します。

1 試験区分・募集人数・主な職務内容

		試験区分		符号	募集人数	主な職務内容
行政職	障害者 (事務職)	上級	大学を卒業または令和7年度卒業見込みの人	K	3名程度	市長部局や各行政委員会事務局等で一般行政事務に従事します。
		初級	高等学校またはこれと同等と認める学校等を卒業または令和7年度卒業見込みの人	L		

2 受験資格 次の(1)から(5)までの要件を満たす人

- (1) 昭和50年4月2日以降に生まれた人
- (2) 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている人（第1次試験日までに交付見込みの人を含む。）
 - ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳
- (3) 通常の勤務時間に勤務することができる人
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる人

※活字印刷文による出題に対応できない人は、人事課人事班にご相談ください。
- (5) 次のいずれにも該当しない人
 - ① 日本国籍を有しない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 松戸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ⑤ 本市職員である人（会計年度任用職員及び任期付職員を除く。）

※ 大学（大学院）を卒業（修了）または見込みの人は、初級の試験区分は受験できません。

3 受験手続（電子申請での申込みとなりますので注意してください。）

(1) 申込方法

「松戸市オンライン申請システム」（以下、「システム」とします。）によりインターネットでの受験申込みを行います。

【パソコン・スマートフォンの動作環境について】

OS	ブラウザ
Microsoft Windows 10 以上	・ Google Chrome バージョン 97 以上 ・ Microsoft Edge バージョン 97 以上 ・ Firefox バージョン 95 以上
macOS 10.15 Catalina 以上	・ Safari バージョン 15 以上 ・ Google Chrome バージョン 97 以上 ・ Firefox バージョン 95 以上
Android 10 以上	・ Google Chrome バージョン 97 以上
iOS バージョン 15 以上	・ Safari バージョン 15 以上

※サポートが終了しているOS・ブラウザを含め、上記の環境以外は推奨環境外となりますので、システムをご利用いただけないおそれがあります。

【個人用メールアドレスについて】

確実に連絡がとれる電子メールアドレスが必要となります。

システムにおいて登録されたメールアドレスに受験申込み完了等のご案内を送信します。

mcdigitalonlinesinnsei-c@city.matsudo.chiba.jp

mcjinji@city.matsudo.chiba.jp

mcsaiyou@city.matsudo.chiba.jp

renraku@cbt-s.com 等

からのメールを受信できるように設定してください。

(2) 申込期間

令和7年5月15日（木）～令和7年6月2日（月）午後5時（受信有効）

※申込期限間近はサーバーが込み合う可能性があります。

申込期間を過ぎた場合、システムへの入力途中（システムに保存されたものも含む）であっても申請ができなくなります。時間に余裕をもって申請してください。

※申請完了後は申込み内容を修正することはできません。入力項目や添付ファイル等、申込申請前に再度確認してから送信してください。

(3) 受験票の交付

システムへの申込申請後、市で申込内容の確認が済みましたら、登録されたメールアドレスに受験票交付について通知しますので、システムからダウンロードして印刷のうえ試験日に持参してください。

【受験申込みの流れ】

1 受験案内の確認	必ず、市ホームページから松戸市職員採用試験（第1回）受験案内の内容を確認してください。
2 「松戸市オンライン申請システム」へアクセス	はじめて利用される方は、新規登録を行ってください。その際、メールアドレスやパスワード等の設定が必要となります。
3 申請手続きの選択	「申請できる手続き一覧（個人向け手続き）」から「職員採用応募手続き」を選択してください。 ※市ホームページ内の職員採用情報ページのリンクから直接アクセスできます。
4 内容の入力・送信	<ul style="list-style-type: none"> ・「ログイン」ボタンから利用者 ID（メールアドレス）とパスワードの入力によりログイン ・「次へ進む」から必要項目へ入力する。（顔写真データをアップロードする必要があります。） ・必要箇所への入力およびデータのアップロード後、「申請する」により申請完了 ・申請完了後、登録されたメールアドレスへ申請受付のメールが送信されます。
令和7年6月2日（月）午後5時 申請〆切	
5 申込み状況の確認	申請後、市で申請内容の確認を行います。 システムの「マイページ」において、申請状況を確認してください。 <u>※申込内容に不備がある場合はマイページに申請を差し戻しますので定期的に確認をお願いします。</u>
令和7年6月10日（火）までに受験票交付	
6 受験票の印刷	申込み内容の審査完了後、登録されたメールアドレスへ受験票印刷のご案内を送信しますので、システムの「マイページ」から「受験票」をダウンロードのうえ、印刷して試験日当日に持参してください。

【補足事項】

●システムへの入力関係

・申込申請の完了について

システムの利用者登録をしたのみでは受験申込みは完了していません。必ずシステムから受験申込みを行い、申請を完了してください。

・アップロードするファイルについて

写真データ

申込みから3か月以内に撮影し、脱帽、上半身、正面向きのもので、縦横の比率4:3、JPEG、JPGの形式

・市からの連絡について

申請内容に不備や確認事項がある場合はマイページに申請を差戻します。あわせてメールで連絡しますので、特に申込み後から受験票の交付まではマイページまたはメールアドレスを確認するようにしてください。

(4) 注意事項

①複数の試験区分の申込み及び申込み後の試験区分の変更はできません。

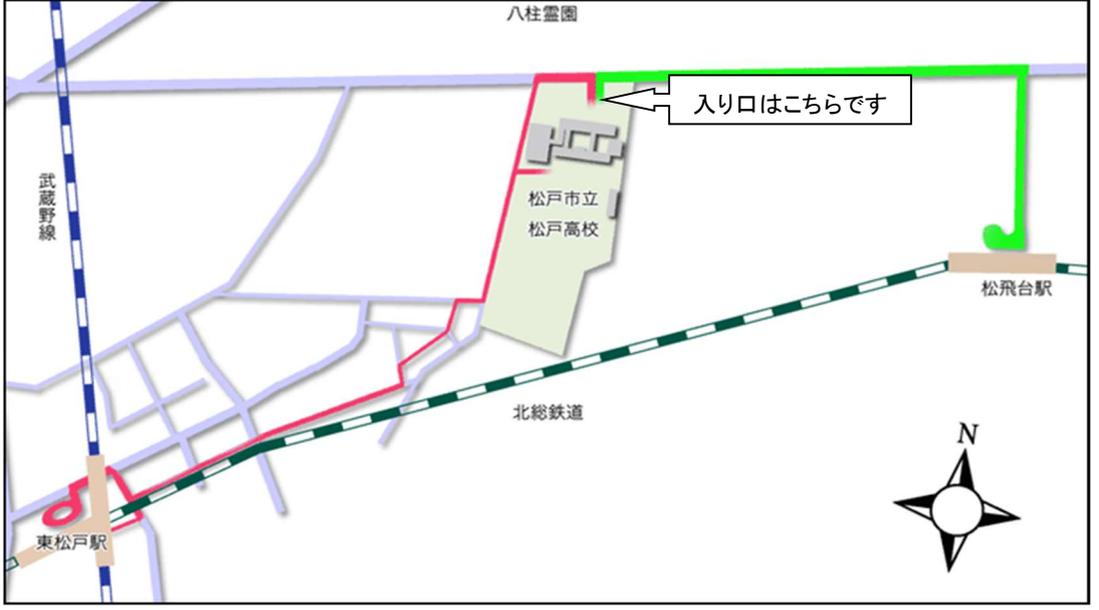
②受験資格がないことや申込内容に虚偽または不正があったことが判明した場合は、合格取消となります。

③システム障害、メンテナンス等によるシステムの停止や通信機器の故障等によるトラブルについて、松戸市は一切責任を負いません。

④市は、本システムにより利用者から取得した個人情報については、職員採用試験に係る事務を行う目的以外に利用又は提供せず、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）に基づいた保護及び適正管理を行います。

※ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる場合は、必ず申込時に電話等で相談してください。

4 第1次試験日時、試験会場等

<p>日 時</p>	<p>令和7年6月15日(日) 開場：午前9時(受付：午前9時～9時20分) 開始：午前9時30分</p>
<p>試験会場</p>	<p>松戸市立松戸高等学校(松戸市紙敷2-7-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 JR武蔵野線・東松戸駅より徒歩13分 北総鉄道・東松戸駅または松飛台駅より徒歩13分 ・バス 新京成線・五香駅西口から紙敷車庫行き、市立高校下車、徒歩0分 // 松飛台駅行き、終点下車、徒歩13分 (紙敷車庫行きは1時間に1本、松飛台駅行きは1時間に1本程度) <p>【自家用車・バイク・自転車での来場はご遠慮ください。】</p> <p>※ 受験者の申込状況により試験会場を変更する場合があります。 令和7年6月10日(火)からホームページ等でもお知らせしますので、必ず確認してください。</p> 
<p>持参するもの</p>	<p>受験票、鉛筆(HB)、ボールペン、消しゴム、時計、昼食、<u>上履き</u>、<u>下足袋</u> ※シャープペンシルを使用することはできません。 ※携帯電話やスマートウォッチ等の通信機器付のあらゆる機器は使用不可</p>
<p>補装具等の持ち込み</p>	<p>受験にあたり、補装具等が必要な人は、それらを使用して受験することができますが、各自で持参してください。補装具等を持参する場合は、システムの該当項目に入力してください。</p>
<p>試験会場内の注意事項等</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 試験終了まで試験会場外に出ることができません。 ② 試験問題は、持ち帰ることができません。不正な持ち帰りが発覚した場合は、合格取消となります。 ③ 昼食及び飲料は、持参してください。試験会場内の自動販売機は、使用することができません。 ④ ゴミは、自宅に持ち帰ってから捨ててください。 ⑤ 試験会場内は禁煙となります。なお、東松戸駅周辺は、指定場所以外での喫煙が禁止となっておりますので、注意してください。

5 第1次試験の内容等

(1) 試験時間及び内容

試験時間	試験内容
午前9時30分～午後2時10分（予定）	択一式教養試験（午前） 作文（午後）

(2) 試験問題の出題分野

科目	出題分野
教養	時事、社会・人文、自然に関する一般知識 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力

※ 出題の活字の大きさは、10.5ポイント程度です（この「受験案内」は、おおむね10.5ポイントの活字を使用しています。）。

6 第2次試験の日程等

第1次試験合格者に文書で通知します。

【試験日】令和7年7月7日（月）から令和7年7月21日（月）までの間で指定する日までの間で指定する日

【試験内容】個人面接、身体検査、適性検査

※ 身体検査は、健康状態等に関する申告書（様式指定・受験者本人が記入）に基づき質問を行います。様式は、第1次試験合格者に送付します。

※ 試験日当日は個人面接、身体検査のみを実施し、適性検査は各自のパソコン・スマートフォンなどで事前に受検していただきます。

※ 第2次試験当日に障害者手帳等の写しを提出していただきます。

※ 第2次試験（個人面接）では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席を合理的配慮として認めます。希望する人は、システムの所定欄に記入してください。また希望する人については、第1次試験合格発表後、同席者等の確認のため、人事課人事班より連絡させていただく場合があります。

7 合格者の発表

(1) 第1次試験の合否は、令和7年6月27日（金）頃までに文書で本人に発送します。また、合格者の受験番号は、松戸市ホームページに掲載します。

(2) 最終合否は、令和7年8月上旬頃までに文書で本人に発送します。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則全員が採用されます。合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載します。名簿登載機期間は、令和9年4月1日までとなります。
- (2) 採用候補者名簿登載者は、令和8年4月1日以降、欠員の状況に応じて順次採用となります。
また、既に学校等を卒業している人については、欠員の状況に応じて令和8年4月より前に採用されることもあります。
- (3) 単位未取得等により卒業が延期された場合は、採用取消しとなります。

9 不合格者への試験結果の開示について

受験者本人が、試験の受験票及び運転免許証等の本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越しく下さい。なお、電話・はがき等による請求及び代理人による請求では、開示することができません。

開示対象者	開示内容	開示期間
第1次試験不合格者	順位及び総合得点	第1次試験結果通知発送日から1か月間
第2次試験不合格者	順位及び総合得点	第2次試験結果通知発送日から1か月間

10 給与

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 令和7年4月における初任給（地域手当を含む。）は、それぞれ次のとおりです。

職種	大学卒	高校卒
事務職	248,160円	213,950円

- (2) 上記のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。
- (3) 初任給の決定については、学歴・職歴を加味する場合があります。
- (4) 今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。

11 勤務時間、休暇等

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等により定められています。

- (1) 勤務時間

原則として1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分

（土曜日及び日曜日は休みとなります。ただし、職場によって異なる場合があります。）

※時差勤務制度あり

- (2) 有給休暇

年次休暇及び結婚・出産・子育て・介護・忌引等の特別休暇があります。

- (3) その他

育児休業制度、地方公務員等共済組合法による療養の給付、退職年金等の共済制度等があります。

12 問い合わせ

松戸市役所 総務部 人事課 人事班

電話（直通） 047-366-7306

FAX（直通） 047-366-5674

試験当日臨時電話 070-2269-2617